

地域再生計画「山形県企業立地活性化計画」の概要

目 標 ※数値は5年間の合計数値		計画期間
<p>企業の立地環境を整備することで、企業の地方拠点の形成・強化を支援するとともに、遊休工場用地等の有効活用を推進することにより、本県における雇用創出等を図る。</p>		<p>平成27年11月27日から 平成32年 3月31日まで (5年間)</p>
<p>1 地方活力向上地域 特定業務施設整備事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 雇用創出:150人 * 企業の新規立地:25件(うち移転型5件) * 県外からの転入者数:50人 	<p>計画の区域</p> <p>山形県の全域 ※企業の地方拠点強化に係る区域(地方活力向上区域)は県内35市町村の一部区域を設定</p>
<p>2 遊休工場用地等の 有効活用に係る事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 雇用創出:842人 	

国の支援措置を適用して行う事業

<p>1 地方活力向上地域特定業務施設整備事業</p> <p>○拡充型事業:県内にある本社機能を拡充、または東京23区以外の地域から本社機能を移転し、特定業務施設を整備する事業</p> <p>○移転型事業:東京23区にある本社機能を移転し、特定業務施設(本社機能を有する事務所、研究所等)を整備する事業</p> <p>支援措置:設備投資、雇用増加に係る税制優遇措置【オフィス減税・雇用促進税制】</p>
--

<p>2 遊休工場用地等の有効活用に係る事業</p> <p>本計画で指定する県内15か所の農工団地において、農工法で指定された5業種に加え新たな業種も対象とし、遊休工場用地への施設整備を実施</p> <p>支援措置:遊休工場用地等に導入する産業の特例</p>
--

県及び市町村独自の取り組み

<p>1 企業立地促進補助金の充実・強化【県及び県内33市町村】</p> <p>製造業等を営む企業の新規立地、増設時の経費を助成する各種補助メニューに加え、県外企業の県内への本社機能等移転に対する助成メニューを創設</p>
<p>2 ワンストップサポートセンターの充実・強化【県】</p> <p>県工業戦略技術振興課に設置し、立地検討企業等の各種相談に対し一元的かつ総合的な情報提供を行うセンターに係る情報収集機能を充実、企業誘致対応力強化</p>
<p>3 若者UIターン人材育成事業【県】</p> <p>首都圏を中心に、関西圏、中京圏等に在学する若者に対する就職相談、情報提供による就職支援</p>
<p>4 産業団地整備事業【山形市、天童市】</p> <p>山形中央インター産業団地及び天童インター産業団地の整備</p>